

令和5年度いわき市放課後児童健全育成事業者指導監査実施計画書

1 基本方針

市の委託を受けている放課後児童健全育成事業者について、「いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月24日いわき市条例第33号）」（以下、「基準条例」）及び「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号）」に規定される基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準を維持するため、定期的に監査を実施する。

2 重点着眼事項

- (1) 職員配置の基準について、放課後児童支援員の数が適切に配置されていること。
 - ① 市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上（うち1人は補助員でも可）を配置しなければならないと定められている。

これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。（※児童が1人の場合でも、支援員は2人以上の配置が必要であり、原則として、開設時間中は、支援員が1人のみとなる時間帯があってはならない。）
 - ② 第1・第2のように、複数のクラブを運営しているケースにおいて、例えば、利用児童の少ない土曜日や夕方の時間帯に、第1に集約して運営した場合、支援員を2人しか配置しなかったときは、第2については、開所日とすることはできない。

なお、集約した場合でも、4人以上配置したときは、第2についても開所日とすることができる。
- (2) 非常災害に対する消火器等の消火用具及びAED、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、計画に基づいた災害対応が行われていること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を行う場所は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払っていること。
- (4) 利用者に対する支援の提供により事故が発生したときは、速やかに、市（こども支援課）、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置が講じられていること。
- (5) 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していること。

3 実施計画

(1) 一般監査

実地監査を基本とし、原則1年に1回実施することとし、実施の1ヶ月前までに通知を行う。

なお、監査結果については、原則として実施後45日以内に文書により事業者の代表者等に通知する。

(2) 特別監査

一般監査の結果、特に問題があると認められた事業者のほか、特に必要があると認められる事業者に対し、随時実地監査を行う。

4 結果の管理

(1) 結果通知における指摘の区分

① 文書指摘

法令・通知等の違反が認められる場合は、文書で指導し、改善結果の報告を求める（報告期限は、原則として文書指摘を行った日から45日後とする）。

② 口頭指摘

法令・通知等の違反の程度が軽微である場合又は①の文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合。次回の監査において改善状況を確認する。「口頭」とはいうものの、事後の管理のため文書で通知する。

③ 助言

法令又は通知等の違反が無い場合でも、事業運営上必要があると判断される事項については、助言を行う。

(2) 改善指導に従わない場合（改善が図られない場合）

(1)①の指導を行い、定められた期限を経過しても改善が図られない場合（改善の内容に対して再度の見直しを指示した場合を除く）は、事業者の代表者等に対し必要な指導を行うものとする。

5 結果の公表

指導監査チェックシート、監査の結果及び事業者の代表者等からの是正又は改善措置の状況の報告については、公表するものとする。

6 スケジュール

時期	内容
5月上旬	指導監査実施計画書（監査基本方針及び重点着眼事項）の策定・通知、チェックシートの送付（市→事業者）
5月中旬	チェックシートの提出（事業者→市）
5月中旬	監査実施計画（スケジュール）の策定（市）
5月中旬 （実施1か月前）	監査実施通知の送付（市→事業者）
6月～2月（9ヶ月）	監査の実施